

運送約款

エクセル航空株式会社

運 送 約 款

総 目 次

第1章 総 則

第2章 旅 客

第3章 手 荷 物

第4章 貨 物

目 次

第 1 章 総 則

第 1 条 約 款 の 適 用

第 2 条 係 員 の 指 示

第 3 条 運 航 上 の 変 更

第 4 条 責 任

第 5 条 管 轄 裁 判 所

第 6 条 旅 客 荷 送 人 の 同 意

第 2 章 旅 客

第 7 条 運 賃 及 び 料 金

第 8 条 航 空 券

第 9 条 有 効 期 間

第 10 条 搭 乗 日 時 の 指 定

第 11 条 有 効 期 間 の 延 長

第 12 条 集 合 時 間

第 13 条 運 航 中 断 の 処 置

第 14 条 会 社 の 都 合 に よ る 払 戻 し

第 15 条 旅 客 又 は 借 主 の 都 合 に よ る 払 戻 し

第 16 条 払 戻 し の 方 法

第 17 条 搭 乗 の 制 限

第 18 条 賠 償 の 限 度

第 3 章 手 荷 物

- 第 19 条 内 容 の 明 示 及 び 点 検
- 第 20 条 引 換 証 の 発 行
- 第 21 条 手 荷 物 の 無 料 扱 い
- 第 22 条 超 過 手 荷 物 料 金
- 第 23 条 手 荷 物 運 送 の 時 期
- 第 24 条 手 荷 物 の 引 渡 し
- 第 25 条 手 荷 物 引 換 証 の 紛 失
- 第 26 条 賠 償 の 限 度
- 第 27 条 手 荷 物 に 対 す る 他 の 条 項 の 適 用

第 4 章 貨 物

- 第 28 条 運 賃 又 は 料 金
- 第 29 条 申 込 み
- 第 30 条 運 送 状
- 第 31 条 集 荷 及 び 配 達
- 第 32 条 運送状の記載内容に対する責任
- 第 33 条 貨 物 の 点 検
- 第 34 条 貨 物 の 引 受 け の 制 限
- 第 35 条 正 当 荷 受 人
- 第 36 条 引 渡 し 不 能 品 の 処 分
- 第 37 条 従 価 料 金 及 び 貴 重 品 扱 い
- 第 38 条 搭 載 予 定 の 変 更
- 第 39 条 会 社 の 都 合 に よ る 払 戻 し
- 第 40 条 荷 送 人 の 都 合 に よ る 払 戻 し
- 第 41 条 払 い 戻 し の 方 法
- 第 42 条 運 送 品 に 関 す る 免 責
- 第 43 条 賠 償 の 制 度
- 第 44 条 損 害 賠 償 の 請 求

第 1 章 総 則

第 1 条(約款の適用)

この運送約款はエクセル航空株式会社(以下「会社」という)が行う旅客・手荷物及び貨物の航空運送業務に適用するものとします。

第 2 条(係員の指示)

旅客・荷送人及び貸切飛行の借主(以下「借主」という)は、旅客の搭乗及び降機、手荷物又は貨物の積卸しその他着場又は航空機内の行動については、すべて係員の指示に従わねばなりません。

第 3 条(運航上の変更)

- (1)会社は、法令又は官公庁の要求・機材の故障・悪天候・争議行為・動乱・戦争その他やむを得ない事由により、航空機の経路・発着日時又は発着地の変更、運航の全部若しくは一部の中止、旅客の搭乗の制限又は手荷物若しくは貨物の積載の制限若しくは取消をすることがあります。
- (2)会社は、前項の場合に生じた一切の損害について賠償する責を負いません。

第 4 条(責 任)

- (1)会社は、航空機に搭乗中又は乗降中に生じた事故による旅客の死亡(自然死の場合は除く)又は損害に対し或いは手荷物又は貨物の消失・破損若しくは延着の事故によって生じた損害について賠償の責を負います。但し、会社が故意又は過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。
- (2)賠償の限度については、第18条・第26条及び第43条によります。

第 5 条(管轄裁判所)

旅客・荷送人及び借主はこの約款に関して生ずる一切の訴訟について、会社の本社所在地を管轄する裁判所に提起するものとします。

第 6 条(旅客荷送人の同意)

旅客・荷送人又は借主はこの運送約款を承認し且つこれに同意したものとみなします。

第 2 章 旅 客

第 7 条(運賃及び料金)

運賃及び料金は別に定めるところによります。

第 8 条(航空券)

- (1) 会社名所定の運賃を申し受けて航空券を発行します。
- (2) 航空券は券面記載の通りに使用しない場合には無効になります。

第 9 条(有効期間)

- (1) 航空券で日時の指定のあるものは、当該搭乗予定日に限り有効とします。
- (2) 航空券で日時の指定のないものの有効期間は発売の日から30日とします。

第 10 条(搭乗日時の指定)

航空機に搭乗するには、日時の指定を要します。日時の指定を受けようとするときは、会社の事業所又は代理店において航空券を提示する必要があります。但し、満員その他の都合により、ご希望に沿いかねる時があります。

第 11 条(有効期間の延長)

- (1) 旅客はやむを得ない事由があるときは、航空券の有効期間内又は指定搭乗日の2日前までに会社に対して航空券の有効期間の延長又は指定搭乗日時の変更を求める事が出来ます。但し、会社は都合によりお断りすることがあります。
- (2) 借主はやむを得ない理由があるときは、航空券の有効期間又は指定搭乗日の5日前までに、航空券の有効期間の延長又は指定搭乗日時・飛行場・飛行区域その他の変更を求める事が出来ます。但し、会社は都合によりお断りすることがあります。

第 12 条(集合時刻)

旅客は会社の指定する時刻までに飛行場その他の指示された場所に集合しなかった場合には、搭乗できないことがあります。

第 13 条(運航中断の処置)

会社は、航空機が途中不時着し、前途の運航が不能となった場合には、発着飛行場又はこれに代わるべき地点に至るまでの旅客の輸送にできる限りの便宜を計らいます。

第 14 条(会社の都合による払戻し)

会社は、第3条の事由又は会社の都合によって運送約款の全部又は一部の履行ができなくなった場合、旅客の請求に応じ未飛行部分に相当する運賃及び料金の払戻しをします。

第 15 条(旅客又は借主の都合による払戻し)

旅客又は借主が、その都合によって運送約款を取消す場合は次の区分に従って、運賃及び料金の払戻しをします。

- ① 搭乗日時の指定を受けていないで取消の通知があった場合は、航空券の有効期間に限り、收受した運賃の9割。
- ② 会社が指示した集合時間の24時間前までに取消の通知があった場合は、收受した運賃の7割。
- ③ 会社が指示した集合時間の6時間前までに取消の通知があった場合には、收受した運賃の5割。(遊覧飛行の場合は除きます。)
- ④ 遊覧飛行であって、会社の指示して集合時間までに取消の通知があった場合は、收受した運賃の9割。
- ⑤ 手荷物については、搭載予定航空機の出発1時間前までに取消の通知があった場合は、收受した運賃の9割。
- ⑥ その他の場合は收受した運賃及び料金の払戻しをしません。

第 16 条(払戻しの方法)

運賃の払戻しは、会社の事務所又は代理店等において航空券又は手荷物引換証と引換えにします。但し、運賃の払戻しの請求は、指定日時又は有効期間の末日から30日以内に限りです。

第 17 条(搭乗の制限)

次の各号に該当するものは、特に会社の同意を得た場合の外は搭乗することはできません。

- ① 精神病患者・伝染病患者・薬物中毒者・泥酔者。
- ② 付添人のない傷病者・身体障害者又は3歳未満の小児。
- ③ 武器(職務上携帯するものを除く)火薬・爆発物発火又は引火し易い物品その他航空機の搭乗者又は搭載物を損傷する恐れがある物品の携帯者。
- ④ 航空運送の不適当な物品又は動物の携帯者。
- ⑤ 他の乗客に不快の念を与える恐れのある者。
- ⑥ 会社の係員の指示に従わない者。

第 18 条(賠償の限度)

会社は、航空機に搭乗中又は乗降中、会社の責に帰すべき事故により生じた旅客の死亡又は損害に対しては、旅客1人について2,300万円を限度として賠償します。

第 3 章 手 荷 物

第 19 条(内容の明示及び点検)

会社は、旅客の手荷物が第34条記載の物件に該当する疑いがあると認めるときは、下記により処理します。

- ① 持込手荷物(見廻り品を含む)の場合は、本人立会いの上検査する事があります。
- ② 受託手荷物の場合、本人又は第三者立会いの上点検することがあります。
- ③ 前各号の点検を拒んだ場合は、手荷物の運送をお断りします。

第 20 条(引換証の発行)

会社は受託手荷物に対して、手荷物引換証を発行します。

第 21 条(手荷物の無料扱い)

手荷物は、会社の受託手荷物及び旅客の持込手荷物を合計して旅客1人につき 8kg までを無料扱いとします。但し、運賃を支払わない 3 歳未満の小児については、手荷物の無料扱いをしません。

第 22 条(超過手荷物料金)

前条に定める重量を超過する貨物についてその超過する部分に対しては、別に定める超過手荷物料金を申し受けます。

第 23 条(手荷物運送の時期)

手荷物は、その旅客が搭乗する航空機で運送いたしますが、搭載量等の関係でやむを得ない事由があるときは、この限りではありません。

第 24 条(手荷物の引渡し)

受託手荷物は、手荷物引換証と引換えに引渡しをします。

第 25 条(手荷物引換証の紛失)

手荷物引換証を紛失してときは、会社は引渡しを申し出た者が手荷物の正当な引受人であることを認め、且つ会社はその引渡し請求人に当該手荷物を引渡した結果、会社が蒙る恐れのある一切の損出を保証する旨の保証を当該引渡し請求人から得た場合に限り引渡しをします。

第 26 条(賠償の限度)

手荷物(見廻り品を含む)に生じた損害について、会社が損害の責を負う場合の損害額は、旅客1人について15万円を限度として賠償します。

第 27 条(手荷物に対する他の条項の適用)

手荷物運送に関しては、本章記載事項の外第14条・第15条・第16条・第34条・第42条及び第44条の規定を適用します。

第 4 章 貨物

第 28 条(運賃又は料金)

貨物の運賃又は料金は別に定めるところによります。会社は、貨物の引渡しを受けたとき、運賃又は料金を申し受けます。但し、会社が同意したときは、到着払いを認めます。到着払いの場合は運賃又は料金と引換に貨物を引渡します。

第 29 条(申込み)

荷送人は、貨物運送の申込み際しては、搭載日時の指定を必要とします。貨物の会社への引渡しは、会社の指示する場所で行っていただきます。

第 30 条(運送状)

(1) 荷送人が貨物の運送を会社に委託するときは、貨物1口ごとに次の事項を明記した運送状を提出していただきます。

- ① 物の品名・重量・容量・荷姿・個数及び荷印記号。
- ② 貨物の価値。
- ③ 荷送人の住所・氏名または商号。
- ④ 発送地。
- ⑤ 到着地。
- ⑥ 荷受人の住所・氏名又は商号。
- ⑦ 運賃・料金等の支払方法。
- ⑧ 作成年月日。
- ⑨ その他特別の所扱いを要するものはその旨。

(2) 前項の「1口の貨物」とは、荷送人・荷受人・発着地・運送の時期・扱種別・運賃及び料金の支払方法が同じであって、1通の発送状に包含されるものをいいます。

(3) 貨物運送状の作成は、荷送人の依頼により会社が代わって行うことがあります。但し、その記載事項についての責任は、荷送人にあります。

第 31 条(集荷及び配達)

会社は荷送人又は荷受人の請求があったときは、実費を申し受けて集荷配達の取次をすることがあります。

第 32 条(運送状の記載内容に対する責任)

荷送人は第31条の運送状の記載内容が事実と相違し、又は不完全であったために、会社が受けた一切の損害を賠償しなければなりません。

第 33 条(貨物の点検)

会社は、運送状に記載された貨物の品名について疑いがあると認めた場合は、荷送人又は第三者の立会いの上貨物の点検をすることがあります。

第 34 条(貨物引受けの制限)

会社は、次に掲げる貨物及び手荷物は引き受けません。但し、会社が特に承諾した場合は、この限りではありません。

- ① 包装若しくは荷造りの不完全なもの・破損・腐敗・又は変質。
- ② 腐食性薬品・武器・火薬・爆発物・発火又は引火し易いもの。
- ③ 航空運送に不適當な物。
- ④ 遺体。
- ⑤ 法令又は官公署の命令によって搭載を禁止されているもの。
- ⑥ 会社が、公安上又は航空保安上不適當と認めたもの。

第 35 条(正当荷受人)

- (1) 到着貨物引渡しに当っては、会社は荷受人であることを証明するに足るものの提出を求めます。
- (2) 貨物の引渡しを受けたものが、正当な荷受人でなかったことについて会社に故意又は過失がないときは、これによって生じた損害について会社は責任を負いません。

第 36 条(引渡し不能品の処分)

- (1) 荷受人を確認することが出来ない場合又は荷受人が貨物の引取りを怠り若しくは拒んだ場合であって、荷送人に通知してもその指示がないとき又は受託手荷物が到着地に達した日以後一週間以内に旅客がその引渡しを請求しないときは、その貨物を供託又は競売することがあります。損壊しやすいもので荷送人の指示を待つことができない場合は、廃棄することがあります。この場合は、遅滞なく荷送人に通知します。
- (2) 前項により会社が引渡し不能貨物の処分に要した費用があるときは、すべて荷送人の負担とします。

第 37 条(従価料金及び貴重品扱い)

次に掲げる物品は、貴重品扱い貨物とし、別に定める従価料金を収受して引き受けません。

- ① 通貨(紙幣・硬貨)。
- ② 未使用の収入印紙及び郵便切手。
- ③ 公債・社債・株券その他の有価証券。
- ④ 白金・金・銀・その他の貴金属及びこれらの製品。

- ⑤ ウラニウム・イリジウムその他の稀金属及びこれらの製品。
- ⑥ ダイヤモンド・紅玉・真珠その他の宝石及びこれらの製品。
- ⑦ 美術品又は骨董品。
- ⑧ 荷送人において貴重品と指定した物品。

第 38 条(搭載予定の変更)

会社は、荷送人が会社に対し運送の取消・貨物の返送・到着地の変更・荷受人の変更・搭載日時の変更を請求した場合は、それまでに要した費用を清算した上、請求に応じません。但し、貨物又は手荷物の返送を除き、その貨物又は手荷物が航空機に搭載される以前に支持があった場合に限りです。

第 39 条(会社の都合による払戻し)

第3条の理由又は会社の都合により運送約款の全部又は一部の履行ができなくなった場合、会社は、荷送人の請求に応じ未運送部分に相当する運賃を払戻しをします。

第 40 条(荷送人の都合による払戻し)

荷送人がその都合により運送を取消す場合は、次の区分に従って運賃及び料金の払戻しをします。

- ① 搭載指定日時の24時間前までに取消の通知があった場合は、收受した運賃及び料金の7割。
- ② 搭載指示日時の6時間前までに取消の通知があった場合は、收受した運賃及び料金の5割。
- ③ その他の場合は、收受した運賃及び料金の払戻しをしません。

第 41 条(払戻しの方法)

運賃及び料金の払戻しは、会社の事務所又は代理店等において、貨物運送状又は会社が発行した証明により、その指示日時から30日以内に行います。

第 42 条(運送品に関する免責)

会社は、次の事由によって生じた運送物品の延着・滅出・破損・消耗・汚損その他一切の損害に対して責任を負いません。

- ① 第3条に掲げる事項。
- ② 運送品の性質又は瑕疵。
- ③ 荷印記号の不備又は荷造りの不完全。
- ④ 運送状又は送状の記載の不完全又は虚偽。

第 43 条(賠償の限度)

会社は、引渡しを受けた貨物に生じた損害について、賠償の責を追う場合の賠償額は、貨物1口について3万円を限度とします。但し、予め貨物の種類・品名及び価額を会社に申告し、且つこれに相当する所定の従価料金を支払った場合及び貴重品扱い貨物の所定従価料金を支払った場合は申告価額を限度として、賠償の責を負います。

第 44 条(損害賠償の請求)

- (1) 送品に関する損害賠償の請求は、不着の場合は指定搭載日より14日以内に、一部滅失・破損又は延着の場合は、引渡しを受けた日より7日以内に文書で行わなければなりません。但し、上記の期間内に会社の事務所又は代理店に文書で保留した場合は、留保通知以後7日以内に限り上記の期間は延長します。
- (2) 上記の期間内に賠償の請求をしなかった場合は、賠償の責を負いません。